

新潟市防犯カメラ整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するため、地域における自主的な防犯活動の一環として地域団体が防犯カメラを整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として、継続的に設置するカメラ
- (2) 地域団体 自治会、町内会またはそれらの連合組織、地域コミュニティ協議会、その他の防犯活動を行う団体で市長が認めるもの
- (3) 県指針 新潟県が定めた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、第2条で定める地域団体とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が自主的な防犯活動の一環として、地域の道路等の公共空間を撮影するための防犯カメラを整備する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 街頭犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑制することを目的とするものであること。
- (2) 県指針に基づき、適切な設置及び利用を行うものであること。
- (3) 申請者において、県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準が定められること。
- (4) 設置について地域住民及び設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。）の同意を得ていること。
- (5) 設置について道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。
- (6) 防犯カメラは、特段の事情がある場合を除き、継続して1年以上設置すること。
- (7) 第1号の目的を効果的に果たすため、防犯カメラによる撮影を行う旨を表示すること。
- (8) 第7条の規定により交付申請をした日の属する会計年度の3月31日までに完了す

るものであること。

(9) 国・県・本市又は国・県・本市が出資した法人等からの補助金及びこれに類する制度の対象とならないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器及び整備に必要な専用柱等の購入費
- (2) 防犯カメラ等整備工事費
- (3) 防犯カメラによる撮影を表示する看板等整備費用
- (4) その他整備に必要な費用（ただし、防犯カメラ等の設置場所借上料及び保守費用、電気料等の維持管理費は除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から、防犯カメラ整備のための寄附金などの収入を差し引いた実支出額の6分の5に相当する金額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1台あたり25万円を上限額とする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、あらかじめ指定する期日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラ整備事業計画兼収支予算書
- (2) 防犯カメラの整備に係る費用の見積書またはその写し
- (3) 防犯カメラの仕様書、カタログ等
- (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (5) 県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準
- (6) 申請者の会則
- (7) 申請者の役員名簿
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第7条第2項の規定による決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、規則第13条の規定により、補助事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラ整備事業報告兼収支精算書
- (2) 収支を証する書類(領収書等)またはその写し
- (3) 防犯カメラ整備後の現況写真
- (4) 整備した防犯カメラで撮影した画像
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知を、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、この効力を失う。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

防犯カメラ整備補助金交付申請書

新潟市防犯カメラ整備補助金要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 防犯カメラ整備台数 台
- 2 補助対象経費 円
- 3 交付申請額 円
- 4 概算払申請額 円
- 5 着手（予定）年月日 年 月 日
- 6 完了（予定）年月日 年 月 日
- 7 概算払を申請する場合は必要な理由
- 8 添付書類
 - (1) 防犯カメラ整備事業計画兼収支予算書
 - (2) 防犯カメラの整備に係る費用の見積書またはその写し
 - (3) 防犯カメラの仕様書、カタログ等
 - (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
 - (5) 県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準
 - (6) 申請団体の会則
 - (7) 申請団体の役員名簿
 - (8) その他市長が必要と認める書類

新 第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

防犯カメラ整備補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ整備補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払決定額 | 円 |
| 3 整備台数 | 台 |

4 補助金交付の条件

- （1）事業終了後は、速やかに実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。
- （2）新潟県によって定められた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に適合した防犯カメラの管理・運用基準を定め、整備した防犯カメラについて適切な管理をしなければならない。
- （3）この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- （4）整備した防犯カメラは、市長が別に定める期間を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （5）防犯カメラの整備に際して、偽りその他の不正の手段が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還し、加算金及び延滞金を納付すること。

別記様式第3号（第8条関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

防犯カメラ整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ整備補助金については、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

不交付の理由

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

防犯カメラ整備補助金交付変更申請書

年 月 日付で補助金交付決定の通知を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更後の交付申請額 円

3 変更事項

	変更前	変更後
整備台数	台	台
支出額	円	円
収入額	円	円

4 添付書類（交付申請時から変更があった場合）

- (1) 防犯カメラ整備事業計画兼収支予算書
- (2) 防犯カメラの整備に係る費用の見積書またはその写し
- (3) 防犯カメラの仕様書、カタログ等
- (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (5) 県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準
- (6) その他市長が必要と認める書類

新 第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 　　　　　）

防犯カメラ整備補助金交付決定変更通知書

年 月 日付新 第 号で交付決定した防犯カメラ整備補助金について、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 変更事項

	変更前	変更後
整備台数	台	台
支出額	円	円
収入額	円	円

年 月 日

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

防犯カメラ整備補助事業実績報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、新潟市防犯カメラ整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 交付済額 円

3 実績報告額 円

4 補助事業完了年月日 年 月 日

5 補助事業の精算に係る収支明細 収支精算書のとおり

6 情報の公表の状況

以下の書類により、補助金の交付について公表周知した。

地域団体予算書・決算書 地域団体広報紙

その他（ ）

7 添付書類

- (1) 防犯カメラ整備事業報告兼収支精算書
- (2) 収支を証する書類（領収書等）またはその写し
- (3) 防犯カメラ整備費用等の請求書またはその写し
- (4) 防犯カメラ整備後の現況写真
- (5) 整備した防犯カメラで撮影した画像
- (6) その他市長が必要と認める書類

新 第 号
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 　　　　　）

防犯カメラ整備補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付済額	円
3 確定額	円
4 追加支給または返納額	円